

田原市民間宅地開発事業奨励金

田原市立地適正化計画の居住誘導区域内（臨海部等を除く市街化区域）で、土地売買の奨励や道路及び上・下水道の整備を支援することにより、土地活用の動機付けを行い、土地の開発を促進し、市街地への居住を誘導します。



▲宅地開発イメージ

● 奨励金の対象

土地の開発を行う事業者

居住誘導区域内で、宅地開発事業を行う宅地建物取引業者又は土地開発施工業者に対し、開発完了後、市へ帰属する施設（道路・上下水道）の面積・延長に応じ奨励金を交付します。

● 条件

【以下のすべての条件を満たすこと】

- ・ 事業区域が 1,000 m²以上の一団の土地であること
- ・ 販売戸建て住宅 3 区画以上の分譲であること
- ・ 1 区画あたりの敷地面積が 160 m²以上であること
- ・ 市内業者が開発工事の元請であること
- ・ 開発許可申請日が令和 4 年 4 月 1 日以降であること
- ・ 申請者に市税の滞納がないこと など



田原市
ホームページ

● 奨励金額

開発完了後、市へ帰属する以下の施設工事費（上限金額なし）

- ① 道路工事費（排水構造物 23,300 円/m、舗装 3,700 円/m²）
- ② 上水道工事費（本管 17,700 円/m）
- ③ 下水道工事費（本管 15,900 円/m、公共ます等 35,400 円/箇所）

問い合わせ先

愛知県田原市役所 都市建設部 住宅政策課 TEL 0531-23-3684

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1

※詳しくはお問い合わせいただくか、田原市ホームページでご確認ください

田原市ホームページ <http://www.city.tahara.aichi.jp> ID:1009374

田原市民間宅地開発事業奨励金 申請手続き

交付申請等の手続きの流れは、次のとおりです。

